

練馬区健康づくりサポートプラン（令和 7 年度～令和 10 年度）について

1 計画の策定

誰もが自ら健康づくりに取り組むまちの実現を目指し、市町村健康増進計画（健康増進法）として、区の健康づくり施策の新たな指針となる練馬区健康づくりサポートプラン（令和 7 年度～令和 10 年度）を策定する。

なお、本計画は、がん対策推進計画（がん対策基本法）、母子保健に関する計画（成育医療等基本方針に基づく計画策定指針）および食育推進計画（食育基本法）としても位置付け、包含する。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 練馬区健康づくりサポートプラン（令和 7 年度～令和 10 年度）

別添のとおり